



# 全国高校教育模擬国連大会

---

## 議題概説書

Agenda

**森林保護**

Forest Protection

Date

**8/6,7**

Conference Hall

**第6回国連環境総会**

The 6th United Nations Environment Assembly

Location

**国立オリンピック記念  
青少年総合センター  
or オンライン**

## 目次

作成者より .....	2
BG とは .....	3
設定会議 .....	4
歴史 .....	6
論点 1 ー違法伐採を原因とする森林減少ー .....	14
論点 2 ー開発による森林伐採ー .....	20
アウトオブアジェンダ .....	24
参考資料 .....	25

こんにちは。BG作成に携わった小松です。今年のAJEMUNは、これまでの「既存のBG+補足BG」で会議を行う体制から一新、オリジナルBGでの会議の開催となりました。僕自身、BGを作成することなどなかったのですが、拙い表現のされている箇所もいくつか見受けられるかと思いますが、どうか温かい目でご覧いただければと思います。

さて、今回作成したBGについてですが、作成に当たって意識した点は「問題の多面性・広範性を伝える」ということです。何事も、国際社会で議論されている事柄は非常に多くの論点が存在し、多くの切り口があります。だからこそ、簡単に決着はつかず、じっくり話し合われているのだと思います。模擬国連においても問題の多面性を理解しておくことは重要です。問題の様々な性格を知っておくことで自分の担当国で重点を置くべきところはどこなのか、何を主張していけばいいか、を理解することが出来ると思います。自分の国と議題とがどう関係しているのかわからないと、何を主張すればよいかかわからず、会議に積極的に参加していくことは難しいと思います。そういった理由から「問題の多面性・広範性を伝える」を意識してリサーチを行い、文章作成をしました。

ぜひ皆さんにもこのBGを参考にしながら、問題を立体的に捉え、全体を見渡しながら議論していただければと思います。

江戸川学園取手高等学校 2年 小松風雅

こんにちは。第6回AJEMUNのBG作成を担当させていただきました、黒川です。

今回の議題「森林保護」は議題のグループとして「環境」に分類されます。「環境」の議題は、私たちの身に最も近く、取り組みやすい議題と言えるでしょう。しかし、この議題に限りませんが、模擬国連で扱われる議題は各国の思惑が入り交じり、かなり「グチャグチャ」しています。重要とされている議題は、このように入り交じった状態であることがほとんどです。このBGはその「グチャグチャ」を皆さんに明確に伝えられるよう、多様な視点から「森林保護」について考え、文章作成を行いました。

自国が主張しなければいけないことは何なのか、どうすれば自国益を最大にできるのか、この2点は会議の中の行動の基幹となるでしょう。その基幹を崩れない丈夫なものにするためにも議題の「グチャグチャ」を理解することは重要になってくると思います。このBGを読んでその「グチャグチャ」の一端をつかみ、その後のリサーチの基盤にしてください。ぜひ皆さんにはこの議題の楽しさを感じていただきたいと思います。

それではこのBGと深いリサーチで「森林保護」を多方向から見つめ、その「グチャグチャ」を存分に味わってください。

岐阜県立岐阜高等学校 2年 黒川睦

## BG とは

BG とは“Background Guide”（議題概説書）の略で、会議に必要な情報を解説した資料である。議題となっている事柄が話し合われるに至った背景や特に話し合っただけしたい点などについて記載されている。会議で話し合うためには、議題の理解、つまり BG の読み込みは必須である。大使の皆さんは、こちらを一読のうえ各自のリサーチを進めてほしい。

### 各項目の説明

#### ➤ 論点

BG の主たる要素が「論点」だ。「論点」とはつまり、議“論”すべき“点”のことである。議題には話し合うべきポイントがいくつか存在するが、その中で今回の会議で話し合う内容が「論点」には記載されている。この理解がダイレクトに会議行動に繋がるので、深く読み込み、よく噛み砕いた上で会議に参加していただきたい。

#### ➤ アウトオブアジェンダ

アウトオブアジェンダとは、会議で話し合っただけいけない事項を記したものである。会議は、設定された論点に沿って行われることを想定して運営されるため、それ以外の事柄は話さないように参加者の皆さんにお願いする。皆さんは、アウトオブアジェンダの内容を話題に出すのは避け、「論点」に記載された事柄に集中して話し合うようにしてほしい。

#### ➤ 参考資料

この BG 作成にあたり参考にした書籍や論文、ウェブサイトを記載している。必要に応じて閲覧し、リサーチの手がかりとして活用していただければと思う。

#### ➤ 脚注

作成者が文章を作成していく中で、その背景など特に更なる説明が必要と感じたものは、各項下部に脚注として説明を付している。文章中の数字と下部にある数を照合して活用してほしい。

※A/RES/70/1 などは国連文書につけられている記号である。詳しくは[参考資料]の欄を確認してほしい。

### 1. 概要

今回の議場は『第6回国連環境総会（UNEA6）』とする。そのため参加者の皆さんは各国政府を代表する外交官として発言、行動していただくことになる。外交官である以上、会議での発言はその国を代表しての発言であり、個人的な見解を述べるものではないことを心に留めていただきたい。

なお、実際は『UNEA6』は2023年に開催される予定だが、今大会では大会当日に開催されるものとして扱う。

### 2. 国連環境計画（UNEP）について

国連環境計画（UNEP）は国連総会の補助機関である。1972年にストックホルムで開催された『国際連合人間環境会議』にて採択された、『人間環境宣言』及び『環境国際行動計画』を実行に移すための機関として同年の国連総会決議<sup>1</sup>をもとに設立された国連補助機関である。事務局（本部）はナイロビ（ケニア）<sup>2</sup>に置かれている。

環境に関する諸活動の総合的な調整を行うとともに、新たな問題に対しての国際的協力を推進することを目的としている。また、多くの国際環境条約の交渉を主催し、成立させてきた。モントリオール議定書の事務局も務めており、ワシントン条約、ボン条約、バーゼル条約、生物多様性条約などの条約の管理も行っている。

### 3. 国連環境総会（UNEA）について

国連環境総会（UNEA）は国連環境計画（UNEP）の最高意思決定機関である。その役目はかつて58か国代表で構成される管理理事会が担っていたが、2013年に行われた国連環境計画第27回管理理事会で、国連総会加盟国すべてが参加するUNEAに変更し、2年ごとに開催することを決定した。

---

<sup>1</sup> A/RES/27/2997

<sup>2</sup> 本部をアフリカに設置することで①国連機関の本部所在地の不均衡をただし、②欧州や北米の環境主義者の関心を途上国に向ける、③環境計画の利点を疑問視する途上国の態度を軟化させる、という目的があったとされる

4. 国連環境総会（UNEA）における決議採択について<sup>3</sup>

国連環境総会の決議採択投票では、国連総会（General Assembly）と同じように参加国が平等な1票を持つ。また、採択は挙手による投票（コンセンサス投票）またはロールコールで行われる。

---

<sup>3</sup> RULES OF PROCEDURE OF THE UNITED NATIONS ENVIRONMENT ASSEMBLY OF THE UNITED NATIONS ENVIRONMENT PROGRAMME”より

## 歴史

この章では、環境問題の発端から現在に至るまでの過程を解説する。ただし、この章は「森林」にのみ焦点を当てたものでないことに注意してほしい。

### 1. ストックホルム会議 —人間環境宣言—

1972年、スウェーデンの提唱<sup>4</sup>により、ストックホルムにおいて「かけがえのない地球（ONLY ONE EARTH）」のスローガンの下、100以上の国の代表者と経済社会理事会（ECOSOC）をはじめとする国際機関関係者1300名以上が参加し、国連人間環境会議が開かれた。この会議は国連の場において初めて環境問題が議論された会議であり、これ以降、地球温暖化を中心とする環境問題を分析する枠組みが整備されていくことになる。

このころの社会的背景には「宇宙船地球号」といった、人口、資源など地球上ではあらゆる要素が複雑微妙に相互依存しており、これを一体のものにとらえて協力して生きていかなければならないといった考え方があった。

上記のような考え方などを背景に、この会議で採択された『人間環境宣言』は後に環境問題に対する国際社会の大きな進歩となる、環境と開発に関するリオ宣言<sup>5</sup>、気候変動枠組条約<sup>6</sup>内でも触れられる極めて重要な文書である。

26項目からなる人間環境宣言の原則は以下の5グループに分類できる。

- 天然資源を保全し、地球の再生可能な資源を生み出す能力を維持し、再生不可能な資源は共有すべきである。
- 開発と環境問題を両立させ、途上国に対して合理的環境管理をうながすあらゆる支援と奨励策を提供すべきである。
- 各国は環境管理の基準を確立し、その基準に従って自由に資源を開発できるが、他国を危機にさらしてはならない。環境の現状を改善すべく国際協力を行うべきである。
- 汚染は環境の自浄能力を超えてはならず、海洋汚染は阻止されるべきである。
- 科学、技術、教育、研究はすべて環境保護を促進するために利用されるべきである。

---

<sup>4</sup> このころスウェーデンでは酸性雨が深刻な問題となっていた

<sup>5</sup> A/CONF.151/26 (Vol. I)

<sup>6</sup> FCCC/INFORMAL/84

## 2. 国連環境開発会議（地球サミット） —森林原則声明<sup>7</sup>—

1982年のUNEP管理理事会特別会合では、ストックホルム会議以降10年間の進展が再検討され、さらに長期的な計画の必要性が認識された。ブルントラント委員会<sup>8</sup>は「環境と開発の関連を理解する必要がある、環境保護は経済成長を妨害するものでなく、成長に必要な補完的要因だ。」と主張し<sup>9</sup>、過去10年の進展を再検討し未来の行動を決定するために国際会議の開催を呼びかけた。

1989年12月、国連総会は会議の開催に同意する決議を採択し、開催国をブラジルが引き受けた。途上国にて会議が開催されることは大きな政治的意味と象徴性があった。

1992年6月、ブラジル・リオデジャネイロで行われた「国連環境開発会議（環境と開発に関する国連会議、地球サミット、UNCED）」には、178か国から代表が参加し、過去最大の国際会議となった。

地球サミットでの重要な合意事項を次に挙げる。

### ➤ 気候変動枠組み条約（地球温暖化防止条約）

これは法的拘束力のある条約であるが、特定の行動に焦点を当ててではなく、将来の行動のための国際的枠組みと一連の原則を決めることに重点が置かれた。

この条約の意義は、「気候変動は科学的確実性の決着を待てないほど深刻かつ緊急の問題であるため、『予防処置』が必要」という原則を確立したことである。

### ➤ 生物多様性条約

この条約の目標は種と生態系の保護を通じて、地球上の生物多様性を保護することである。条約は、政府が負うべき最低限の責任しか示さず、逃げ口上が多すぎると批判されたが、上記の気候変動条約と同じように生物多様性条約の最大の意義は世界が正しい方向に一步踏み出したことである。

### ➤ アジェンダ 21

これは、環境保護と持続的な経済開発のための行動計画だった。アジェンダ 21は「持続的な開発」の概念を国連の恒久的原則とすることを宣言している。

### ➤ 環境と開発に関するリオ宣言

---

<sup>7</sup> A/CONF.151/26

<sup>8</sup> 1984年国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」（WCED=World Commission on Environment and Development）のこと

<sup>9</sup> “Our Common Future” WCED 発表 1987

これは、1972年のストックホルム宣言（人間環境宣言）を継承して、環境と開発の行動指針となる27の原則からなっている。宣言の起草段階で、途上国は開発と世界公平さを主張したのに対し、先進国は環境問題を強調した<sup>10</sup>。原則の中で議論を呼んだのは、「開発の権利」を確認した3番目の原則であり、途上国の基本的な開発計画は遅延もしくは譲歩させられることはない、と保障していた。

➤ 森林原則声明

森林資源を開発する絶対的主権は各国にあると強調しているが、森林保護と管理の一般原則を守ることが前提とされている。「世界森林条約」について議論が交わされていた中、「森林原則声明」をUNCEDの場で採択するに至ったのは、自国の資源に対する利用制限をおそれた途上国の反対が強く、森林条約等を交渉するに至らなかったことが原因とされている<sup>11</sup>。以下に概要<sup>12</sup>を掲載する。

I. 前文

森林問題は環境と開発のすべての問題に関連し、総合的に検討されるべきである。森林の多様な機能の保全、持続可能な開発が重要である。各国は政府の適切なレベルでこの原則を追随すべきである。

II. 原則

- 各国は自国の資源に主権を有するとともに責任を有する。
- 森林の機能（生態系の維持、生物多様性の宝庫、エネルギー資源、炭素の吸収源、雇用の創出など）を発揮させるための保全及び持続的経営への努力が重要である。
- 森林の財とサービスの包括的な評価により森林資源の経営を行うべきであり、そのような評価方法の開発が必要である。
- 森林面積と森林生産性を維持、増加するための努力を、森林消失地における再造林などを通じて行うべきである。
- すべての国、特に先進国は世界の緑化の行動を起こすべきである。
- 途上国における森林の保全と持続可能な経営は、国際的な資金的・技術的協力のよって支援すべきである。
- 森林に関する正確な情報提供は、一般の人々の理解と見識ある政策決定に不可欠である。
- 森林政策は、先住民とその共同体の文化や社会的組織を維持するために適切に支援すべきである。また、先住民、NGO、女性などの森林政策の策定、実施への参加を促進すべきである。
- 林産物の貿易は、国際貿易法規及び諸慣行と合致すべきであり、自由な国際貿易を促進すべきである。また付加価値林産物に対するよりよい市場アクセスの推進と、産品の地元における加工を奨励すべきである。
- 森林に関する調査・研究及び国際的情報交換を強化すべきである。

### 3. 地球サミット後の世界

<sup>10</sup> “The ‘Earth Summit’ Agreements: A Guide and Assessment” Michael Grubb, Matthias Koch, Koy Thomson, Abby Munson, Francis Sullivan

<sup>11</sup> 林野庁 HP 「森林・林業分野での国際的取り組み」

<sup>12</sup> 「最新環境キーワード 第2版」 環境庁長官官房総務課編

国連では地球サミット後も森林に関する議論が続いていた。「森林に関する政府間パネル<sup>13</sup>」(1995-1997)、「森林に関する政府間フォーラム<sup>14</sup>」(1997-2000)を経て、現在は「国連森林フォーラム<sup>15</sup>」が経済社会理事会 (ECOSOC) の下に設置され森林分野について協議されている。

2007年の第7回会合(UNFF7)では、世界の持続可能な森林経営の達成に向けて、各国や国際社会が取り組むべき事項を盛り込んだ文書である「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書 ( Non-legally Binding Instrument for All types of Forests<sup>16</sup>, NLBI)」が合意された。2015年までに、森林面積や森林関係 ODA の減少傾向を反転させることなど、UNFF6において合意された世界目標 (global objectives on forests) のほか、各国が政策を検討する際には、持続可能な経営に関する基準及び指標 (criteria and indicators) の要素も考慮すべきことなども盛り込まれた。

2015年の第11回会合では、これまでのUNFFの取組状況の評価、NLBIの有効性の検証等を行った上で、UNFF11閣僚宣言「我々の求める2015年以降の森林に関する国際的な枠組 (The International Arrangement on Forests We Want beyond 2015)」<sup>17</sup>及びUNFF11決議「2015年以降の森林に関する国際的な枠組 (International Arrangement on Forests beyond 2015<sup>18</sup> :IAF2015)」が採択された。決議では、2030年までの戦略計画等を策定し実施状況をレビューすることなどが合意された。

#### 4. 2030 アジェンダ<sup>19</sup>

2015年9月、国連本部で国連持続可能な開発サミットが開催され、その中でSDGs (持続可能な開発目標) を含む2030年までに世界的に達成を目指す事柄が決められた。

森林に特に関連するSDGs目標15を以下にまとめる。



<sup>13</sup> Intergovernmental Panel on Forests, IPF

<sup>14</sup> Intergovernmental Forum on Forests

<sup>15</sup> United Nations Forum on Forests, UNFF

<sup>16</sup> A/RES/62/98

<sup>17</sup> E/CN.18/2015/L.1/Rev.1

<sup>18</sup> E/CN.18/2015/L.2/Rev.1

<sup>19</sup> A/RES/70/1

[目標 15] 陸の豊かさを守ろう

15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。

15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。

15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。

15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。

15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優占種の駆除または根絶を行う。

15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。

15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

5. モントリオール・プロセス

1992 年の地球サミットでの『森林原則声明』等の採択を踏まえて、1993 年カナダ・モントリオールにて欧州を除く温帯林等諸国 12 개국<sup>20</sup>で持続可能な森林経営を推進す

<sup>20</sup> アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア連邦、米国、ウルグアイ

ることに合意し、1995年に7基準・67指標を採択した。

#### モントリオール・プロセスの基準

1. 生物多様性の保全
2. 森林生態系の生産力の維持
3. 森林生態系の健全性と活力の維持
4. 土壌及び水資源の保全維持
5. 地球的炭素循環への寄与
6. 長期的多面的な社会経済的便益の維持増進
7. 法的制度的経済的な枠組み

#### 6. 森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言

2021年10月31日から11月13日までイギリス・グラスゴーにて開催された国連気候変動枠組条約（COP26）において、イギリスのボリス・ジョンソン首相の主催する「世界リーダーズ・サミット」が開催され、その一環として、11月2日に森林減少を終わらせ森林を回復させることに対する機運を高めるため、「森林・土地利用イベント」が開催された。このイベントにおいて、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させるため、森林保全とその回復促進などの取り組みを強化する「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表された。この宣言にはイギリス・アメリカをはじめとする140以上の国と地域が参加している。

#### 7. 第15回世界林業会議

2022年5月2日から6日まで、ソウル（大韓民国）において、「第15回世界林業会議<sup>21</sup>」が開催された。この会議では「森林と共にグリーンで健康的で強靱な未来を築く」を全体テーマとして、数多くのイベントが開催され、森林保護が持続可能な開発目標（SDGs）の気候変動や食糧安全保障、地域住民の生活向上等のゴール達成のために重要な解決策であることが強調された。

### 違法伐採の歴史

以下では特に違法伐採に焦点をあてて、その歴史を解説する。

1990年代から、持続可能な森林開発に関する議論はたびたびなされてきたが、初めて“違法伐採”に言及されたのは1998年のバーミンガムサミットにおいてである。

<sup>21</sup> 6年に1回、世界の森林・林業関係者が一堂に会し、幅広いテーマについて議論する、森林・林業分野では世界最大規模の国際会議

### 1. 1998年 バーミンガムサミット

バーミンガムサミットは、イギリスのバーミンガムで開催された G8 サミットである。この会議で採択された「G8 行動プログラム」の中で違法伐採は5つの主要課題の1つに数えられ、国際問題として認識された。これが契機となり、違法伐採問題解決に向けた諸々の議論が加速していくこととなった。

### 2. 2000年 九州・沖縄サミット

これもバーミンガムサミットと同じく G8 サミットである。採択されたコミュニケ (communique=声明) にて違法伐採への対策を検討することが明記された。

67. We fully endorse the conclusions of our Foreign Ministers regarding sustainable forest management. In this regard, we attach particular importance to projects that help indigenous and local communities practice sustainable forest management. We will also examine how best we can combat illegal logging, including export and procurement practices.

67. 我々は、持続可能な森林経営に関する我々の外務大臣の結論を全面的に支持する。これに関連して、我々は、先住民の地域社会が持続可能な森林経営を実施することを支援するプロジェクトを特に重視する。我々は、輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に 対処する最善の方法についても検討する。(外務省仮訳)

### 3. 2000年 “FLEG”発足

世界銀行により、“Regional Forest Law Enforcement and Governance<sup>22</sup>” (FLEG) が設立された。FLEG とは、木材生産国と消費国の双方が、民間の主要な利害関係者などを含めて違法伐採やそれに関連する問題に取り組むための組織である。それまでは違法伐採は木材生産国の問題とされてきたが、ここで木材消費国での対策にも目が向けられることとなった。

※2001年、2003年、2005年に閣僚会議が開かれて以降、世界全体での会合は開催されておらず、議論は地域ごとの話し合いに移行している。

### 4. 2002年 持続可能な開発に関する各国首脳会議

国連により、南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された。ヨハネスブルグサミットとも呼ばれる。この会議で持続可能な森林経営に向けた地域間の協力関係構築を目的として、アジア森林パートナーシップ (AFP) が発足した (2013年に活動終了)。また、

<sup>22</sup> 森林法の施行とガバナンス

森林における違法行為を定めた森林法の施行により持続可能な森林経営を目指す旨も成果文書に記載されている。(第 45 項 (c))

5. 2006 年 サンプトペテルブルグ・サミット

これも同じく G8 サミットである。ここでは森林法施行による対策が一定の効果を上げていることが評価され、引き続き違法伐採対策に取り組むことの重要性が再確認された。また、そのためには木材生産国と消費国の双方で適切な処置を講じることが重要であることも強調された。

## 論点1 ー違法伐採を原因とする森林減少ー

違法伐採（＝illegal logging）の正式な国際的な定義は存在せず、一般的に、「各国の法律に違反して行われる森林の伐採」とされている。しかし、今回は、発生する取引を取り締まることで違法伐採自体の防止にも繋がることから、WWFの定義に則り、違法伐採を「**各国の法律に違反して木材を収穫、輸送、加工、販売すること**」とする。「各国の法律」については、各自で自国や他国のものをリサーチしていただきたいが、一つ例として日本の法律を掲載しておく。

### 森林法(一部)

#### 第十条の八

森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

#### 第五十条

森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者は、その搬出又は設備のため他人の土地を使用することが必要且つ適当であつて他の土地をもつて代えることが著しく困難であるときは、その土地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地の所有者（所有者以外に権原に基きその土地を使用する者がある場合には、その者及び所有者）に対し、これを使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。

## 違法伐採の問題点

違法伐採には数多くの多面的な問題点が存在する。基本的にどのような国であっても該当する事項であるので、ぜひ注目して目を通していただきたい。

### ➤ 経済的影響

#### ■ 市場への影響

違法伐採は、林業従事者の生計を脅かしている。違法伐採で得られた木材の販売は、正式な手続きを踏んでいないため正規価格よりも安価になり、正規価格での販売を困難にする。American Forest & Paper Association の統計によると、

製品にもよるが、世界の材木価格を7～16%押し下げると推定されている。それだけでなく、正規での販売が立ち行かなくなってしまうため、さらなる違法伐採、違法取引を招いてしまう恐れがある。また、違法伐採は、伐採が行われた国の国内市場だけでなく、他国の市場にも影響を及ぼす。つまり、違法木材は、貿易を通じて国際的に流通することで、世界各国の市場において優位に立ち、林業従事者に困難を強いることになってしまう。

#### ■ 政府への影響

違法伐採は、政府の税収を減少させる恐れがある。具体的には、一部の国で導入されている伐採税（＝伐採活動に対して何らかの形で課せられる税）の他、法人税や所得税、関税などの一般的な租税にも影響する。また、違法伐採が横行することで、歳入が減少するだけでなく、政府はその対策にコストを割かねばならず、財政に負担をかけることとなる。

#### ➤ 環境的影響

##### ■ 生物への影響

違法伐採が多発している熱帯雨林には、数多くの野生生物が生息し、1 km<sup>2</sup>あたりに1000種以上が生息していると言われている。違法伐採者は、自然環境を考慮せず、無差別に樹木を伐採するため、生物の生命が脅かされている。中には絶滅が危惧される種も存在するため、より一層その保護が重要である。また、土地の有機物含有量が減少することにより、様々な生物の生命や人間の生活に影響を及ぼす恐れもある。例えば、漁業が例として挙げられる。森林に有機物が蓄えられることで、それらが河川を辿って海へ放出され、魚のエサとなるプランクトンが増殖し、豊かな漁場が形成される。森林が減少すると漁場が痩せ、漁獲量の減少に繋がってしまうのである。

##### ■ 地球への影響

ご存じの方も多いただろうが、森林は空気中のCO<sub>2</sub>濃度を下げる上で重要な役割を果たしている。毎年、化石燃料から放出される量の1/3にあたる約26トンのCO<sub>2</sub>を吸収しており、森林を増やすことが地球温暖化阻止の糸口とされている。森林伐採はCO<sub>2</sub>吸収の作用を弱めることになってしまうのである。また、あまり知られていないが、森林の伐採はCO<sub>2</sub>濃度を上昇させる。森林の伐採自体は、濃度上昇に直接影響することは少ないが、加工され流通したのち、処分される段階でCO<sub>2</sub>が排出される。つまり紙や家具に加工され流通し、廃棄物として焼却処分される際にCO<sub>2</sub>が発生する。森林伐採は、CO<sub>2</sub>の吸収を遅らせるのみならず、樹木に保存されていた炭素を最終的にCO<sub>2</sub>として空气中に還元する

こととなり、地球温暖化に多大な影響を及ぼす。

➤ その他の影響

違法伐採は犯罪行為であり、かくして得られた資金はしばしばさらなる犯罪行為や紛争の費用に充てられる。違法伐採が犯罪組織の資金源となってしまうことも問題点である。

## 違法伐採の現状<sup>23</sup>

違法伐採は、主に熱帯林で行われ、アマゾン盆地、中央アフリカ、東南アジアでの熱帯林伐採の 50～90%が違法に行われている。例えば、インドネシアでは90%が、ブラジルのアマゾンでは60～80%、カメルーンでは1999年から2004年までの伐採の50%が違法であると推定されている。経済規模は、世界全体の木材取引の15～30%にも上り、金額にして年間510億米ドルから1520億米ドルほどの利益が発生している。

## 違法伐採の原因

違法伐採は様々な原因が考えられ、それだけに対策が困難である。

➤ 木材生産国の不十分な法整備・取り締まり

言うまでもなく、違法伐採を無くするためには木材生産国内での取り締まりが不可欠である。違法伐採が主に行われている発展途上国では、取り締まるための十分な拘束力をもつ法が整備されておらず、違法伐採を招いているケースがある。

➤ 木材消費国での不十分な制限

過去の議論からもわかる通り、木材消費国での対策も必要である。特に行うべきは、水際対策である。木材を輸入する段階で違法な経路をたどったものを制限することで、違法伐採木材の需要が落ち、最終的に違法伐採対策につなげることができる。しかし、違法木材の多くは、貴重であり、家具に使われるため需要が高く、輸入制限がなかなか進まない現状がある。

➤ 農村部の貧困

これは木材産出国における原因だが、貧困化にある農村住民は日々の衣食住のために必要な木材を正規に調達することができず、違法伐採をせざるをえなくな

---

<sup>23</sup> WWF - illegal logging

る場合がある。また、その貧困さゆえに犯罪組織と協力して違法伐採による利益を生もうとする場合もある。

農村部での違法伐採は、住民の知識不足も原因の一つと考えられる。彼らは自分たちの行っている行為が違法であると気づかずに伐採を行っている可能性がある。

## 主な違法伐採対策の行動主体

### ➤ EU FLEGT (EU Forest Law Enforcement Governance and Trade)

EU FLEGT は、EU 全体で違法伐採対策に取り組むための行動計画である。

2003 年に発表された。EU FLEGT は加盟国間で以下の 7 つの対策を講じることを共有している。

#### 1) . 木材生産国を支援すること

違法伐採をなくすことを目指す国に対し、金銭的・技術的支援をする。

#### 2) . 合法木材の貿易を促進すること

アクションプランに、違法木材の EU への輸入を制限する項目が含まれている。また、EU は違法木材の流通について、世界全体で取り組むべきとしており、特に大きな市場を持つ中国にはたらきかけている。

#### 3) . 環境・社会に有益な公共調達政策の推進

EU が投資する「公共インフラプロジェクト」において、合法木材のみ使用することとしている。

#### 4) . 民間へのサポート

合法と認められた木材に対し「FLEGT ライセンス」を発行し、販売業者の木材の合法性を保証することをサポートしている。

#### 5) . 融資や投資における対策

木材生産国での土地や農業、インフラ整備への大規模な投資は、森林破壊を招くおそれがある。そのため金融機関などに、事業内での違法伐採が生じえるリスクを考慮し、適切に融資・投資の判断をすることを奨励している。

#### 6) . 法律遵守

2013 年、EU 木材規制が EU すべての国で施行され、違法木材やそれで作られた製品をヨーロッパの市場に流通させることが禁止された。これは、販売業者に責任を負わせるものであり、販売の際にはその合法性を証明する必要がある。

#### 7) . 紛争材の問題に取り組むこと

紛争材とは、紛争資金を獲得するために収穫された木材である。違法に伐採されたものも、合法的に伐採されたものも、紛争資金に充てるための木材はすべて紛争材と呼ばれる。EU 諸国は、開発支援の際に紛争材の増加を引き起こさないよう考慮しなければいけない、とされている。

また、EU は木材生産国に対し自主的パートナーシップ協定<sup>24</sup>を提供している。これは木材生産国が任意で EU と締結することができるもので、正規に伐採・取引された木材のみの貿易を行う旨の協定である。VPA は、違法伐採の撲滅に役立つのはもちろんだが、国によっては木材取引の多くが違法木材によるものである場合もあり、国として貿易による利益が失われる場合があることには注意をしてほしい。

#### ➤ INTERPOL

INTERPOL (=International Criminal Police Organization) は日本語で、「国際刑事警察機構」であり、世界各地の犯罪を取り締まる警察機構である。各国政府や地域連合などと協力しながら活動を行っている。違法伐採もれっきとした犯罪行為であるため、INTERPOL の活動の範疇である。INTERPOL は以下のように加盟国を支援していくとしている。

- 違法伐採や違法な木材取引の手口を解明し、違法取引のルートを解明すること
- 知識や技術の交換を強化すること
- 森林犯罪に関与するネットワーク（犯罪組織網）を対象とした、国境を超えた作戦や捜査の調整をすること

#### ➤ WWF

世界自然保護基金（WWF）は野生生物の保護のために活動する国際 NGO である。WWF は以下のような活動を行っている。

- NGO 団体 “Eyes on the Forest” との緊密な協力  
スマトラ島とボルネオ島<sup>25</sup>の森林破壊の状況の監視、野生動物保護に取り組む人に向けての情報共有
- 森林管理協議会（FSC）の支援

---

<sup>24</sup> Voluntary Partnership Agreement = VPA

<sup>25</sup> ともにインドネシア

FSCは木材が正規に伐採、取引されたことを証明するマークを発行し、持続可能な森林開発に取り組んでいる。WWFは20年前に設立を支援して以来その普及に努めており、現在はアメリカの消費者にFSC認証商品を購入するよう奨励している。



←FSCの認証マーク  
ノートなど、日本でも数  
多くの商品につけられて  
いる。

■ 環太平洋パートナーシップ協定

WWFはこの協定に野生生物を保護する国内法に違反して収穫または、輸出される資源や野生生物の貿易を禁止するなどの保全条項が含まれるように働きかけている。

## 論点 2 ー開発による森林伐採ー

この章では論点 2 に関して説明する。

論点 2 は経済活動を原因とする森林減少についてである。

### 森林を伐採する開発

世界の人口増加とそれに伴う食料やエネルギー需要の増加を受け、森林が農地などの用途に転換されている。東南アジアでは、アブラヤシのプランテーションへ、アマゾンではサトウキビ農園や牧場などへの転換が行われている。

右グラフは世界の大豆生産量の変化を示している。人口の爆発的増加により食料が不足し、食糧増産を行う必要性が生まれる。大豆生産を増やす場合、生産方法の改善、も

しくは**耕地面積を増やす**、の 2 通りが考えられる。耕地面積を増やす場合、その多くは森林を開拓することで土地を確保している。また、パーム油の生産も森林破壊の原因の一つである。IUCN（国際自然保護連合）Oil Palm Task Force はパーム油生産が森林へもたらす影響について分析を行い、それをまとめている<sup>26</sup>。ある研究<sup>27</sup>ではパーム油生産のための森林開発が世界の森林損失の 2%を占めるとされている。

パーム油の生産が世界的に見て多いとされるインドネシアの森林減少の原因をまとめると以下ようになる<sup>28</sup>。



INDONESIA	2001	2016	変化
草地	28,507ha	490,031ha	+461,524ha
大規模プランテーション	6,901ha	55,877ha	+48,976ha
パーム油プランテーション	33,086ha	47,920ha	+14,384ha
その他	16,561ha	41,974ha	+25,413ha

<sup>26</sup> Oil palm and biodiversity -A situation analysis by the IUCN Oil Palm Task Force-

<sup>27</sup> “Deforestation displaced: trade in forest-risk commodities and the prospects for a global forest transition” by Pendrill, F., Persson, U.M., Godar, J., & Kastner, T.

<sup>28</sup> “What causes deforestation in Indonesia?” by Austin, K. G., Schwantes, A., Gu, Y., & Kasibhatla, P. S.

## 木材輸出

世界の木材需要の増大に伴い、需給が拡大し、森林伐採が進んでいる。国連食糧農業機関（FAO）<sup>29</sup>は以下のような発表をしている。

世界の木材の消費量は、2008 年秋以降の急速な景気悪化の影響により一時的に減少したが、2010 年以降は再び増加傾向にあり、2018 年の産業用丸太の消費量は、前年比 5 % 増の 20 億 3,272 万 m<sup>3</sup>、製材は前年比 2 % 増の 4 億 8,621 万 m<sup>3</sup>、合板等は前年比 2 % 増の 4 億 573 万 m<sup>3</sup>であった。

また、2018 年の世界の木材の生産量は、産業用丸太は前年比 5 % 増の 20 億 2,751 万 m<sup>3</sup>、製材は前年比 2 % 増の 4 億 9,254 万 m<sup>3</sup>、合板等は前年比 1 % 増の 4 億 795 万 m<sup>3</sup>であった。

2018 年の世界の木材の輸出入量は、産業用丸太では、輸入量が前年比 8 % 増の 1 億 4,067 万 m<sup>3</sup>、輸出量が前年比 5 % 増の 1 億 3,546 万 m<sup>3</sup>であった。製材では、輸入量が前年比 2 % 増の 1 億 5,146 万 m<sup>3</sup>、輸出量が前年比 3 % 増の 1 億 5,779 万 m<sup>3</sup>であった。合板等では、輸入量が前年比 4 % 増の 8,980 万 m<sup>3</sup>、輸出量が前年比 1 % 増の 9,202 万 m<sup>3</sup>であった。 (林野庁 HP)

途上国等で伐採された木材が安価で先進国に輸出されており、このことは木材生産国（≒途上国等）に一概に責任追及をする理由にはならないだろう。

さらに、木材輸入国はそれを加工して経済を成り立たせているところも多い。途上国が森林を破壊し、その経済活動を成り立たせているとはいえ、木材輸入国にそれを非難・追及する理由はないだろう。

## 原因

### ➤ 経済の未発展

経済が発達しきっていない国（≒発展途上国）では未開発の土地も多い。また、経済が発展していないがために加工を必要としない、第一次産業に従事する人口が多くなり、土地不足が深刻化し、未計画な開拓が行われてしまう。未計画な開拓が行われると、森林の自然回復力を超越した伐採が行われるため、全体の増減としてはマイナスとなってしまふ。

### ➤ 非伝統的な焼畑農業

焼畑農業とは、森林の草や木を伐採して焼き払ったのちに、1 年から数年間農地として使い、そのあと自然の回復力によって森林に戻すことを繰り返すという、農業のひとつの方法である。しかし、自然が完全に回復するよりも前に再び焼畑をし

<sup>29</sup> FAOSTAT— FAO 統計データベース

てしまうと、徐々にその土地が劣化し、その回復力が失われていく。将来的にその森林が消滅することにつながる。

このような非伝統的に焼畑農業<sup>30</sup>を行うのは、地域住民の農業に対する知識不足や環境よりもいち早く農作物を得ることを優先してしまうほどの困窮さが原因として考えられる。

➤ 地域の特異性

開発による森林減少の一つの原因となっているのが、前述したパーム油である。パーム油はどこでも生産できるわけではなく、十分な日照と高温湿潤な気候が必要なため、農園の適地は赤道を挟む湿潤な熱帯地域に限られる。生産国として、インドネシアとマレーシアが突出しており、両国だけで世界のパーム油生産量の85%近くを占めるほどである。しかし近年、その他の東南アジア、アフリカ、中南米の諸国においても、アブラヤシ農園の開発が広がっている。

前出地域は熱帯林が多く、大規模なプランテーションを造営するために多くの熱帯森林地を開拓している。パーム油の需要は微増傾向にあるが、限られた一部の地域のみでしか生産できないその特質を考えると、森林はこれからも破壊され続けようであろう。

## 問題点

開発を起因とする森林減少についての主な問題点をまとめると以下ようになる。

➤ 開発は森林の減少と引き換えに行われても良いのか否か。

地球温暖化に関する議論でも取り扱われることがある話題である。途上国は自国の経済発展を求めている。その主張として、「先進諸国が過去に行った、『環境を犠牲にする開発』を我が国も実行する権利がある」というものがある。一方先進国側は、「いかなる理由があろうとも環境を破壊することは許されない」と主張し、開発の鈍化、中断を求めている。

森林問題に置き換えて考えてみると、貿易材料のために森林を伐採している途上国側と森林伐採をはじめとする環境破壊自体もともと許されるものではない、という先進国側の対立とみることができる。しかし、その木材を利用しているのは先進国であり、非難する立場にあるのか疑問である。

## 現在行われている取組

➤ 持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)

パーム油は、加工食品や洗剤、医薬品、化粧品など、多くの製品に使われている。

---

<sup>30</sup> 伝統的な焼畑農業とは、森林が回復するのを待ってから再び焼くものをいう。

「持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)」は、「持続可能なパーム油」の生産と利用を促進する非営利組織である。WWF などの 7 つの団体が中心となって、2004 年に設立された。森林破壊だけでなく、近年ではインドネシアやマレーシアなどの生産国の地域住民や農園労働者への人権労働問題も深刻であり、これらを解決するために、RSPO で持続可能なパーム油の生産と利用を促進している。RSPO では、経済的に存続が可能であることや、環境的に適切かつ社会的に有益であることなど、7 つの原則と 40 項目の基準が定められている。

➤ 国際熱帯木材機関 (ITTO)

ITTO は横浜に本部を置く国連機関である。熱帯木材の生産国（熱帯地方の開発途上国）と消費国（主に温帯地方の先進国）が互いに対等な関係を保ちながら、熱帯林資源の保全や持続的経営を行っていくことを促進する機関である。

その活動の一つ、「コミュニティ・フォレストリー（地域住民の森）」の支援は、地域住民が主体となって協同して行う森林管理の形態で、そこから産出される木材は「顔の見える木材」として消費国に届く。

例) ガーナの NGO と先住民族コミュニティによる劣化した森林の復旧活動を ITTO が支援し、収穫したキャッサバ<sup>31</sup>が腐るのを防ぐキャッサバ処理機を導入することにより、地域住民の収入増加に貢献した。それが重要なインセンティブになり、森林復旧・再生活動への地域住民（特に女性）の参加が促進された。

このように、森林から得られる社会・経済的利益の大部分が地域住民に還元されるのもコミュニティ・フォレストリーの特長の一つである。

---

<sup>31</sup>タピオカなどのデンプン製品の原料、家畜の飼料、紙パルプの凝固剤、エタノールの原料など、用途が広い作物

▶ 木材の輸送、加工、販売に特化した議論

本文中にも記述したが、木材の輸送、加工、販売については、あくまでも森林保護の枠の中で話し合ってもらいたい。それらに特化してしまえば、議題「森林保護」から逸脱した会議になってしまうため、避けて欲しい

▶ 生物多様性に関する議論

森林保護は生物多様性の保護につながることは明らかだが、今回の会議の中心は生物多様性に関する議論ではないことに注意してほしい。

▶ 過度に専門的な議論

自分が知っていることを相手知っているとも限らない。また、議論の中で専門的な議論等が白熱することが予想されるが、議場全体が理解しているかどうかについて常に気を配ってほしい。

## 参考資料

---

### [書籍]

- 『世界森林報告』 岩波新書 2006 山田勇著  
『世界の森林破壊を追う一緑と人の歴史と未来一』 朝日選書 2003 石弘之著  
『世界環境運動全史』 岩波書店 1998 ジョン・マコーミック著

### [論文]

- 『インドネシアの国立公園における違法伐採の社会構造と刑事政策的手法の有効性』  
2018 御田

### [ウェブサイト]

外務省

- 
- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/bunya/bassai.html> 「違法伐採問題」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko\\_2000/documents/pdfs/commu.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/documents/pdfs/commu.pdf)  
「九州沖縄サミット」

林野庁

- 
- <https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/index.html> 「森林・林業分野の国際的取組」

INTERPOL

- 
- <https://www.interpol.int/Crimes/Environmental-crime/Forestry-crime>  
“Forestry crime”  
<https://www.interpol.int/ar/1/1/2015/INTERPOL-operations-target-illegal-timber-trade-in-Africa-and-the-Americas#:~:text=Operation%20Log%20took%20place%20in,species%2C%20with%2044%20individuals%20arrested.>  
“INTERPOL operations target illegal timber trade in Africa and the Americans”

WWF

- 
- [https://wwf.panda.org/discover/our\\_focus/forests\\_practice/deforestation\\_causes2/illegal\\_logging/](https://wwf.panda.org/discover/our_focus/forests_practice/deforestation_causes2/illegal_logging/) “illegal logging”  
<https://www.worldwildlife.org/initiatives/stopping-illegal-logging>  
“stopping illegal logging”  
<https://www.worldwildlife.org/stories/stopping-illegal-logging-in-africa>  
「アフリカでの違法伐採の阻止」

<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3520.html> 「RSPO 認証について」

#### Greenpeace

---

<https://www.greenpeace.org.au/what-we-do/protecting-forests/threats>  
<https://www.conserve-energy-future.com/causes-effects-solutions-illegal-logging.php>“

“Fighting against deforestation and illegal logging”

#### EU FLEGT Facility

---

<https://www.euflegt.efi.int/illegal-logging#:~:text=The%20environmental%20effects%20of%20illegal,and%20the%20worsening%20of%20poverty> “what’s illegal logging”

#### FAO

---

<https://www.fao.org/faostat/en/#data> FAO 統計データベース

#### UN Documents—国連文書リサーチシステム<sup>32</sup>

---

国連文書には数字と文字を組み合わせた記号が付けられている。異なる文書に同じ記号が付けられていることはなく、それぞれの記号は1つの文書の識別子となっている。通例、最初の部分は、その文書を発行した親組織、またはその文書が提出された親組織を表している。

A/—	総会
S/—	安全保障理事会
E/—	経済社会理事会
ST/—	事務局

例外として、親組織を表さない特別な一連の記号が作られている場合がある。以下はその例である。

CRC/C/—	子どもの権利に関する委員会
DP/—	国連開発計画
TD/—	国連貿易開発会議
UNEP/—	国連環境計画

---

<sup>32</sup> 今回の会議リサーチに直接関係ないと思われる事項についても記載しておく。

2番目と3番目の部分は、下位組織を表している。

-/AC. …/-	アドホック委員会 (Ad hoc committee)
-/C. …/-	常設委員会/主委員会 (Standing/permanent/main committee)
-/CN. …/-	委員会 (Commission)
-/CONF. …/-	会議 (Conference)
-/GC. …/-	運営委員会 (Governing council)
-/PC. …/-	準備委員会 (Preparatory committee)
-/SC. …/-	小委員会 (Subcommittee)
-/Sub. …/-	小委員会 (Subcommission)
-/WG. …/-	作業部会 (Working group)

次の特別な記号部分は文書の性格を表している。

-/CRP. …	会議室文書
-/INF/-	情報シリーズ (出席者のリストなど)
-/L. …	限定的配布 (一般に文書の草案など)
-/NGO/-	非政府組織によるステートメント
-/PET/-	請願書
-/PRST/-	安全保障理事会議長によるステートメント
-/PV. …	会議の逐語的な記録 (議事報告書)
-/R. …	配布制限; アクセス制限 (後に制限が解除されたものを除く)
-/RES/-	決議
-/SR. …	会議の要約記録
-/WP. …	作業文書

記号の末尾の部分は、原文書への修正を表している。

-/Add. …	補遺
-/Amend. …	採択された正式な文書の一部に対する、正当な権限をもつ組織の決定による変更
-/Corr. …	訂正 (一部の言語バージョンのみに適用されることもある)
-/Rev. …	改訂 (以前に発行された文書との差し替え)
-/Summary. …	要約されたバージョン

— / — \*

技術的な理由による文書の再発行

※<https://undocs.org> の後に文書番号を入れるとその文書にアクセスできる。

IUCN

---

<https://www.iucn.org/resources/issues-briefs/forests-and-climate-change>

“Forests and Climate Change”

Our World in Data<sup>33</sup>

---

<https://ourworldindata.org/deforestation>

“Deforestation and Forest Loss”

Conserve energy future

---

<https://www.conserve-energy-future.com/causes-effects-solutions-illegal-logging.php>

“What’s illegal logging”

---

<sup>33</sup> オックスフォード大学を拠点とする研究グループが発表するあらゆるデータベースである。貧困や気候変動、戦争、人権等の問題についてのデータが豊富である。この BG のグラフはこれによる。

#### 議題概説書の取り扱いについて

本議題概説書（以下 BG）について以下のように定める。

- 本 BG の著作権は全国教育模擬国連大会（AJEMUN）事務局に帰属する。
- 本 BG を用いた学校間での練習会議は、本大会終了まで禁止とする。本大会終了後、本 BG を学校内または学校間の会議に使用することを許可する。本 BG を他の会議の BG 作成等に利用する場合、その出典として明記すること。
- 本 BG を特別な用途で用いる場合は、本 BG の著作権を有する AJEMUN 事務局に確認をとること。